

令和7年度～令和8年度
十三湖農地防災事業

芦野頭首工ゲート設備整備工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工ゲート設備整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施するほか、第2章 3 工事概要に示している洪水吐ゲート①については、別冊の特別仕様書[施設機械工事編]によるものとする。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき改修した芦野頭首工洪水吐ゲート①のゴム袋体整備を行うものである。

2 工事場所

青森県つがる市稲垣町下繁田川袋島地内他

3 工事概要

本工事は、芦野頭首工洪水吐ゲート①ゴム袋体の整備工事及びその仮設工事であり、その概要は次のとおりである。

(1) 洪水吐ゲート①

ア 型 式	ゴム引布製起伏堰
イ 寸 法	堰底幅45.46m、堰高2.54m
ウ 数 量	上ゴム袋体交換 1式

(2) 仮設工

ア 仮締切工	1式
--------	----

4 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりとする。

第3章 施工条件

1 工程制限

河川法の協議に基づく許可条件により、河川内工事については、原則として10月11日～翌年3月31日の期間で実施するものとする。

なお、準備工、後片付け等において、10月11日～翌年3月31日の期間以外に高水敷等で作業が必要となる場合は、監督職員と事前に協議し、承諾を得た場合は実施できるものとする。

2 工事期間中の休業日

現場据付の工事期間には雨天、休日等167日を見込んでいます。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙ー2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている46日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙ー2と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年9月15日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、図面のとおり想定している。

2 関連工事等

次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

なお、本工事で交換する上ゴム袋体については、関連工事である芦野頭首工ゴム堰袋体製作工事にて製作する計画であるが、輸送については本工事で行うため、両者で十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。上ゴム袋体の輸送時期については、令和7年12月上旬を予定している。

また、工事用道路及び維持管理については関連工事において実施するが、それらの使用については両者で十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- (1) 芦野頭首工ゴム堰袋体製作工事
(令和6年12月25日～令和7年12月19日)
- (2) 芦野頭首工管理橋架設工他工事（仮称）
(令和7年7月上旬～令和8年3月10日）（予定）

3 搬入路

現場への搬入路は、20tセミトレーラーの進入が可能である。

また、予備ゲート保管庫への搬入路は、8tトラックの進入が可能である。

4 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

宅地周辺の車両通行及び仮設ヤード使用では、騒音・振動等について十分に配慮するとともに、地域住民と協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、工種毎の初期段階において、騒音、振動調査を工事現場敷地境界で実施するものとする。

(2) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさぬようにするものとする。冬季間の通行については、十分注意し、事故防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、関連工事との調整及び現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5 関係機関との調整

- (1) 関係諸法令、諸規則の遵守
工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。
- (2) 道路法に基づく協議
本工事で使用する仮設道路は、道路法適用(公道取付け区間)工事であり、監督職員が提示する道路の使用に関する条件を厳守するものとする。
受注者は工事施工に当たり監督職員と十分に打合せのうえ、現場状況と比較し疑義が生じた場合には、速やかに協議すること。

6 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

共通仕様書第3章3-2-2一般事項1. 施工計画(2)において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設(簡易ゲート等)を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。ただし、関連工事において、安全対策施設の設置及び誘導員の配置を先行しているため、受注者間で必要な調整を行うものとする。

なお、安全対策施設設置及び誘導員配置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 指定仮設

1 工事用道路

施工現場及び河川外仮設ヤードへの資機材搬入は、県道43号五所川原車力線を利用するものとする。使用前には路面状態を監督職員と確認を行うものとする。

なお、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2 河川内仮設施設

- (1) 河川内仮設施設については、河川法による一時占用許可施設であり、別図-1のとおりとするが、現場状況により構造変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、施工前に機械の配置、鋼矢板打ち込み、撤去等について計画書を作成し提出するものとする。
- (2) 係船係留施設は、工事期間中存置し、使用するものとする。
- (3) 河川仮締切りは、鋼矢板締切りとし、図面のとおりとする。下流側の施工は水上施工となることから台船を使用するものとする。
- (4) 河川仮締切りの対象洪水流量及び施工期間における締切り水位は、以下のとおりとしている。

ア 河川仮締切施工期間	10月11日から翌年3月31日
イ 仮締切り洪水量	785m ³ /s
ウ 仮締り水位	EL2.40m

3 仮設工

(1) 仮締切工

- ア 河川仮締切り前には汚濁防止フェンスの設置を行い、濁水の流出を防止するものとする。
- イ 河川水位など、現場状況の変化による仮締切りの変位について観測するものとし、仮締切り矢板の変位が設定値を越えた場合には注意喚起を行い、対策について監督職員と協議するものとする。
- ウ 施工により現況河床の掘削が必要となった場合には、掘削及び復旧方法について協議するものとし、復旧方法については現況河川への影響軽減に努めるものとする。
- エ 仮締切り矢板の打ち込み時の基盤高はEL-4.5mとしているため、河床基盤高の確認を行い、必要に応じて袋詰玉石等で基盤高を確保するものとする。

オ 中の島については、天端（EL+1.5m）に大型土のう及び遮水シートにより遮水対策を行い、大型土のう天端に10cmのコンクリートを打設し、締切水位（EL+2.40m）＋余裕高（0.5m）を確保するものとする。

カ 中の島の大型土のうは、旧小学校ヤードに仮置きしている大型土のうを使用するものとする。

キ 仮締切工（左岸下流）の押え盛土の盛土材は、中里山ヤードに仮置きしている割栗石を使用するものとする。撤去した割栗石は、係留施設（左岸上流）に埋戻しすることと考えている。

また、残った割栗石は流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

なお、仮置きしている割栗石が不足する場合は、監督職員と協議するものとする。

ク 既設護床ブロック復旧工で復旧する既設護床ブロックは、旧小学校ヤードに仮置きしている。

ケ 鋼矢板切断工及び既設護床ブロック復旧工に係る施工歩掛については、歩掛実態調査を行い監督職員と協議するものとする。

(2) 低水敷進入路工

ア 低水敷進入路工の大型土のうは、旧小学校ヤードに仮置きしている大型土のうを使用するものとする。

イ 大型土のう工（水中施工）に係る施工歩掛については、歩掛実態調査を行い監督職員と協議するものとする。

ウ 低水敷進入路工の盛土材は、中里山ヤードに仮置きしている割栗石を使用するものとする。撤去した割栗石は、係留施設（左岸下流）に埋戻しすることと考えている。

また、残った割栗石は流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

なお、仮置きしている割栗石が不足する場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 仮設ヤード

ア 工事期間中は、河川高水敷地を河川内仮設ヤードとして使用できるものとするが、洪水対策など施工計画書と合わせて提出するものとする。

イ 仮設ヤードの維持管理については、受注者の責任において実施するものとし、使用前には計測及び写真撮影など現状の確認を行い、使用後は本工事において原形への復旧を行うものとする。

なお、善良な使用にも関わらず補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4 水替工

工事現場内における排水量は、次表のとおり想定している。

(1) 仮締切り後の初期排水

設置場所	排水区分	排水量	箇所数
上流	常時排水	450～1300m ³ /h未満／箇所	3
下流	常時排水	450～1300m ³ /h未満／箇所	11

(2) 初期排水後の湧水対策

設置場所	排水区分	排水量	箇所数
上流	常時排水	450～1300m ³ /h未満／箇所	1
下流	常時排水	450～1300m ³ /h未満／箇所	2
洪水吐ゲート①	常時排水	0～6m ³ /h未満／箇所	3

また、監督職員の立会いの下、排水状況（ポンプ設置台数、稼働状況、外水位データ等）を確認するものとする。

なお、排水状況の実績を報告するものとし、ポンプ設置台数等について必要に応じて協議

するものとする。

5 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
中里山受入地	北津軽郡中泊町大字浅井字尾別地内	1,100m ³	土砂
		4,870m ³	割栗石

(2) 指定している受入先で、建設発生土の受入れが難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

6 濁水処理対策

(1) 受注者は、次のとおり水質調査を行わなければならない。ただし、水質の状況によっては、調査項目を変更することがある。

調査項目		調査頻度	調査位置	備考
河川内	濁度、PH	河川内工事実施時 毎日 (午前、午後)	仮締切予定箇所 上流×1 ・締切り上流(概ね100m付近) 下流×2 ・締切り直下(概ね100m付近) ・頭首工下流(概ね500m付近)	サンプル採取写真撮影
	PH	毎日 (午前、午後)	仮締切り内排水を対象	
仮締切内	SS	毎日 (午前、午後)	仮締切り内排水を対象	濁度とSSの関係式が把握されている場合は濁度でも可とする。

(2) 調査結果は月集計を行い、翌月始め速やかに監督職員に報告するものとする。ただし、測定結果に異常値が出た場合には、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない。

(3) 河川内の調査項目については、毎月1回、公的機関において検査し、その結果を監督職員に提出するものとする。

(4) 採取時の水面状況が確認できるように写真を添付し、報告するものとする。

7 河川外仮設ヤード

河川外仮設ヤードは図面に示す箇所とし、搬出入予定量は次のとおりである。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
旧小学校ヤード	つがる市稲垣町下繁田磯松141番	497袋体	大型土のう
中里山ヤード	北津軽郡中泊町大字浅井字尾別地内	11,070m ³	割栗石

8 工事用電力

本工事に使用する電力設備は受注者の責任において準備しなければならない。

9 除雪工

除雪対象範囲は構造物周辺、施工ヤード及び工事用道路とし、構造物等周辺は人力、施工ヤード及び工事用道路は機械除雪するものとする。

なお、積雪深10cm以上で除雪を行った場合は、除雪実施状況(除雪深、除雪の範囲、除雪

方法等)を監督職員に報告するものとする。

10 仮設材の取扱い

前工事(芦野頭首工二期工事)において存置あるいは仮置きした以下の仮設材について、引き続き本工事で流用することとする。

なお、本工事で流用後に撤去する仮設材については、受注者が本工事で処分するものとする。

- (1) 中の島上下流に存置している仮締切鋼矢板(45H)
- (2) 係留施設上下流に存置している仮設鋼矢板(25H)

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、別図-1～3「工事用地図」に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

- (1) 河川外仮設ヤードについては、発注者がつがる市と借地契約を行い工事期間使用するものとするが、風による資材の飛散など、周辺水田及び住宅地への影響がないように留意し使用しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙-3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。

第7章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点は、下表に示す基準点を使用するものとする。

既知点	基準点	備考
農芦1 No.1	X:104272.060m Y:-35836.882m H:7.330m	右岸
農芦2 No.1	X:104003.690m Y:-36078.576m H:7.404m	左岸

(2) 検測又は確認

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
指定仮設工 (仮締切)	延長、基準高	設置完了時点2箇所		

(3) 中間技術検査

ア 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

イ 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

ウ 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。

- エ 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- オ 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分
コンクリート塊(無筋)	(有) 晃新	青森県つがる市下牛 潟字鷺野沢 29-176	8時～17時	再資源化施設業者
廃プラスチック	(株) 新岡 組	青森県北津軽郡鶴田 町大字廻堰字大沢 81-188	8時～17時	再資源化施設業者

3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

第8章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、(1) から (4) によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子

的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

3 工事現場等における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、別紙-4の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第9章 天災その他不可抗力

1 異常出水

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。ただし、異常出水については、本工事仮締切計画流量を775m³/sと想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

2 工事現場の巡視等

受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは、臨機対策を講じなければならない。巡視の状況については、監督職員に遅滞なく報告し、対策についての承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りで

はない。

なお、対策に要した費用は発注者と受注者で協議するものとする。

第 10 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 第三者との協議により設計変更が生じた場合
- (2) 湧水量が著しく増加し、対策が必要となった場合
- (3) 水替工のポンプ設置台数及び稼働状況に変更が生じた場合
- (4) 締切り内への湧水や浸入水で施工に支障が生じるため対策が必要となった場合
- (5) 鋼矢板変位観測が必要となった場合
- (6) 各種復旧工事が必要となった場合
- (7) 交通誘導警備員が必要となった場合
- (8) 除雪量に変更が生じた場合
- (9) 排雪が必要となった場合
- (10) 雪寒仮囲いが必要となった場合
- (11) 騒音レベル・振動測定回数変更が必要となった場合
- (12) 施工促進等の対策が必要となった場合
- (13) 設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成を監督職員が指示した場合
- (14) 仮締切工の施工方法の変更が必要となった場合
- (15) 仮設ヤードの使用に当たり整備等が必要となった場合
- (16) 堆積土及び中の島湧水対策処理の撤去数量に変更が生じた場合
- (17) 仮設ヤードに仮置きしている割栗石が不足する場合
- (18) 作業足場が追加で必要となった場合
- (19) 予備ゲート補修を行う場所の変更が必要となった場合
- (20) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (21) 関連工事との調整に係るもの
- (22) 不可抗力によるもの
- (23) 法・基準の改正に係るもの
- (24) その他本仕様書に定めのないもの

第 11 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 12 章 その他

1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合のカの VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

(1) 工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1-1-39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

4 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

(2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(3) 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日 (例: 「完成通知書」等における日付) とする。

5 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 web サイト) を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議 (施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員 (主催) 及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議 (工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員 (主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費の含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 打合せ記録

工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

7 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案(施工計画)の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案(施工計画)の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案(施工計画)における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案(施工計画)の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案(施工計画)の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

8 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
補正値(%) = 真夏日率 × 1.2

9 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

10 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

11 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議したうえ、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外

の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費 (率分)	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
構造物取壊し工	機械	1.01

12 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

13 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）を示すものとし、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

15 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

17 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加したうえで最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

○事業（務）所長用

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第13章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

- (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 係留施設工				
(1)係留施設設置 (左岸下流側)				
敷鉄板	設置・撤去・賃料	m ²	548.000	
堆積土撤去工	陸上施工	m ³	450.000	
2. 汚濁防止フェンス工				
(1)汚濁防止フェンス工				
汚濁防止フェンス工	フロートφ300(カーテン式)	m	306.000	
3. 仮締切工				
(1)仮締切工 (左岸下流)				
揚重作業工		式	1.000	
基盤盛土掘削	水上施工	式	1.000	
鋼矢板打設工	45H L=15.5m (水上施工)	枚	142.000	
鋼矢板打設工	45H L=14.0m (水上施工)	枚	5.000	
盛土材運搬	割栗石 (施工ヤード～高水敷仮置き)	m ³	5,200.000	
盛土材運搬	割栗石 (場内運搬)	m ³	5,200.000	
押え盛土工	割栗石	m ³	5,200.000	
鋼矢板引抜工	45H L=15.5m (水上施工)	枚	144.000	
鋼矢板引抜工	45H L=14.0m (水上施工)	枚	90.000	
鋼矢板処分		ton	165.080	
押え盛土撤去工	割栗石	m ³	5,200.000	
盛土材運搬	割栗石 (高水敷仮置き)	m ³	5,200.000	
盛土材運搬	割栗石 (上流側係留施設)	m ³	3,100.000	
残土処分	割栗石 (高水敷仮置き～中里山処分場)	m ³	2,100.000	
(2)仮締切工 (左岸上流)				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼矢板打設工	45H L=14.0m (陸上施工、油圧圧入工)	枚	149.000	
鋼矢板引抜工	45H L=14.0m (陸上施工)	枚	160.000	
鋼矢板切断工	45H	枚	5.000	
中の島湧水対策処理撤去	改良上	m ³	20.000	
鋼矢板処分		ton	32.930	
(3)仮締切工 (中の島)				
大型土のう設置	中の島	袋	252.000	
遮水シート		m ²	336.000	
大型土のう撤去	中の島	袋	252.000	
大型土のう袋体処理	中間処理	ton	0.731	
(4)既設護床ブロック部浚渫工	中の島下流側			
既設護床ブロック部浚渫工		m ³	280.000	
残土処分		m ³	280.000	
(5)既設護床ブロック復旧工	中の島下流側			
護床ブロック復旧工	2ton型 (水上施工)	個	75.000	
(6)既設護床ブロック復旧工	中の島上流側			
護床ブロック復旧工	2ton型 (陸上施工)	個	45.000	
4. 排水処理工				
(1)排水処理工				
排水ポンプ (仮設)	常時排水 (初期排水 上流)	箇所	1.000	
排水ポンプ (仮設)	常時排水 (初期排水 下流)	箇所	2.000	
排水ポンプ (仮設)	湧水・浸透水対策 上流	箇所	1.000	
排水ポンプ (仮設)	湧水・浸透水対策 下流	箇所	1.000	
排水ポンプ (仮設)	賃料 (水没排水存置用)	台	4.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5. 仮設道路工				
(1) 工事用道路工				
盛土材運搬	割栗石（中里山ヤード～低水敷進入路）	m ³	5,500.000	
盛土材運搬	割栗石（場内運搬）	m ³	5,500.000	
進入路設置工	割栗石	m ³	5,500.000	
敷鉄板	設置・撤去・賃料	m ²	1,265.000	
進入路撤去工	割栗石	m ³	5,500.000	
盛土材運搬	割栗石（高水敷仮置き）	m ³	5,500.000	
盛土材運搬	割栗石（下流側係留施設）	m ³	3,100.000	
残土処分	割栗石（高水敷仮置き～中里山処分場）	m ³	2,400.000	
大型土のう設置	水中施工	袋	245.000	
大型土のう撤去	水中施工	袋	245.000	
大型土のう袋体処理	中間処理	ton	0.711	
(2) 低水敷進入路工				
盛土材運搬	割栗石（中里山ヤード～低水敷進入路）	m ³	370.000	
盛土材運搬	割栗石（場内運搬）	m ³	370.000	
進入路設置工	割栗石	m ³	370.000	
敷鉄板	設置・撤去・賃料	m ²	669.000	
進入路撤去工	割栗石	m ³	370.000	
盛土材運搬	割栗石（高水敷仮置き）	m ³	370.000	
残土処分	割栗石（高水敷仮置き～中里山処分場）	m ³	370.000	
6. 除雪				
(1) 除雪工				
除雪工	工事用道路	m ³	3,600.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
融雪処理工	環境配慮型 (20kg/袋)	袋	139.000	
7. その他				
(1)事業損失防止施設費				
事業損失防止施設				
環境計量測定分析	水質測定・分析			
水質調査	水質測定 (1hr作業)	回	200.000	
(2)運搬費				
建設機械及び仮設材運搬				
敷鉄板運搬		式	1.000	
鋼欠板運搬		式	1.000	
重建設機械分解組立運搬	クローラクレーン	式	1.000	
クレーン用組立台船の運搬、組立、解体		式	1.000	
運搬用組立台船の運搬、組立、解体		式	1.000	
引船兼揚錨船の運搬、組立、解体		式	1.000	
作業台船組立・解体		式	1.000	
クレーン用組立台船検査		式	1.000	
8. 一括計上				
騒音レベル・振動測定	2発生源、建設作業(3側線)	回	2.000	
水質調査 (水素イオン濃度(PH))	仮締切内	検体	12.000	
水質調査 (浮遊物質(SS))	仮締切内	検体	12.000	

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - (2) 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - (3) 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。
 - (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、当該期間に含めることができるものとする。
 - (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
 - (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
 - (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
 - (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ア 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整のうえ、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - イ 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ウ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
 - (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ア 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - イ 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ウ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

(1) 適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2) 機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－1のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－1 代表的な機器の耐用年数

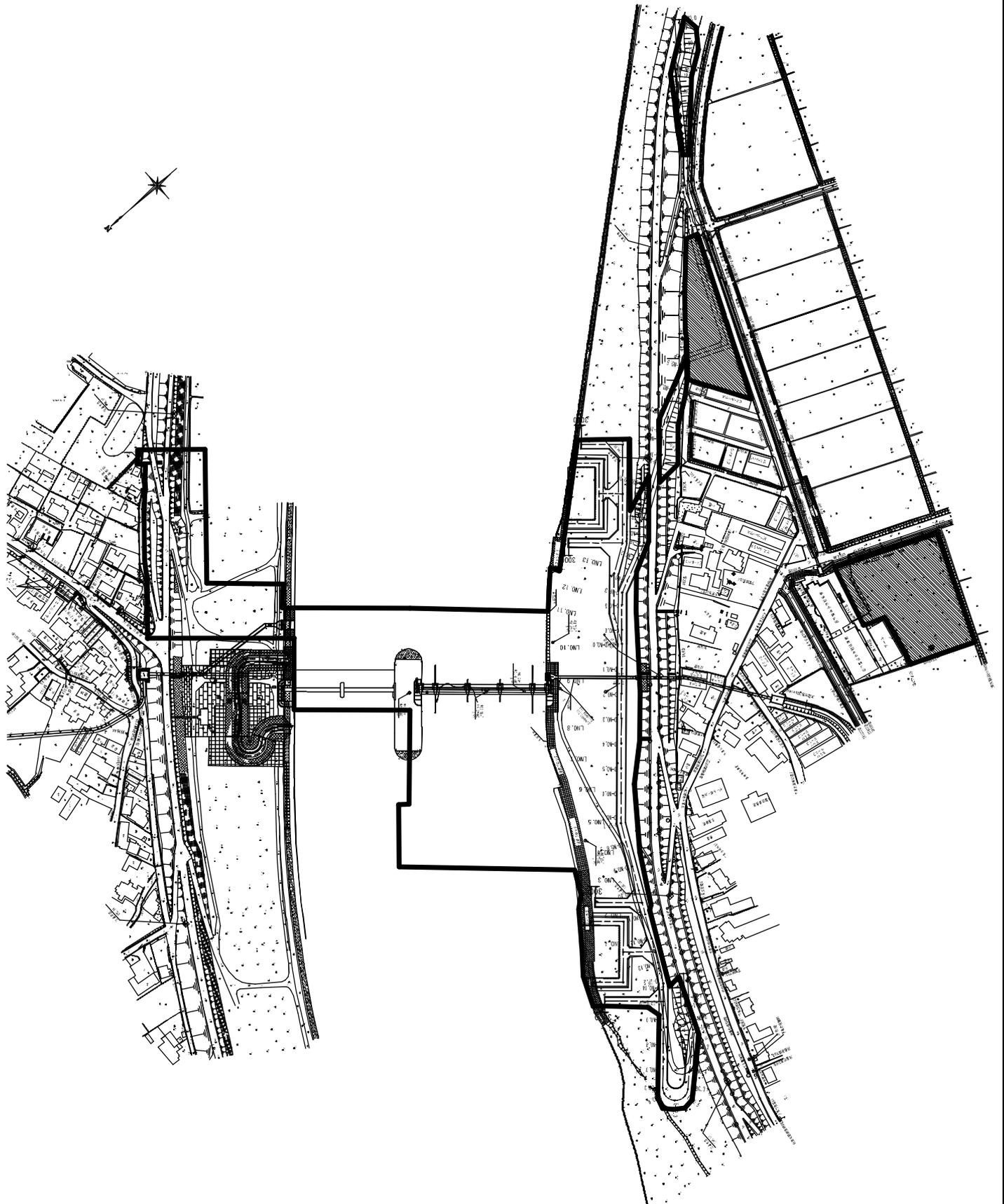
機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

9 特別仕様書（記載例）

項 目	記 載 例
1. 特別仕様書	<p>第〇章 施工管理</p> <p>(○) 工事現場等における遠隔確認について</p> <p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、〇〇〇〇である。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>

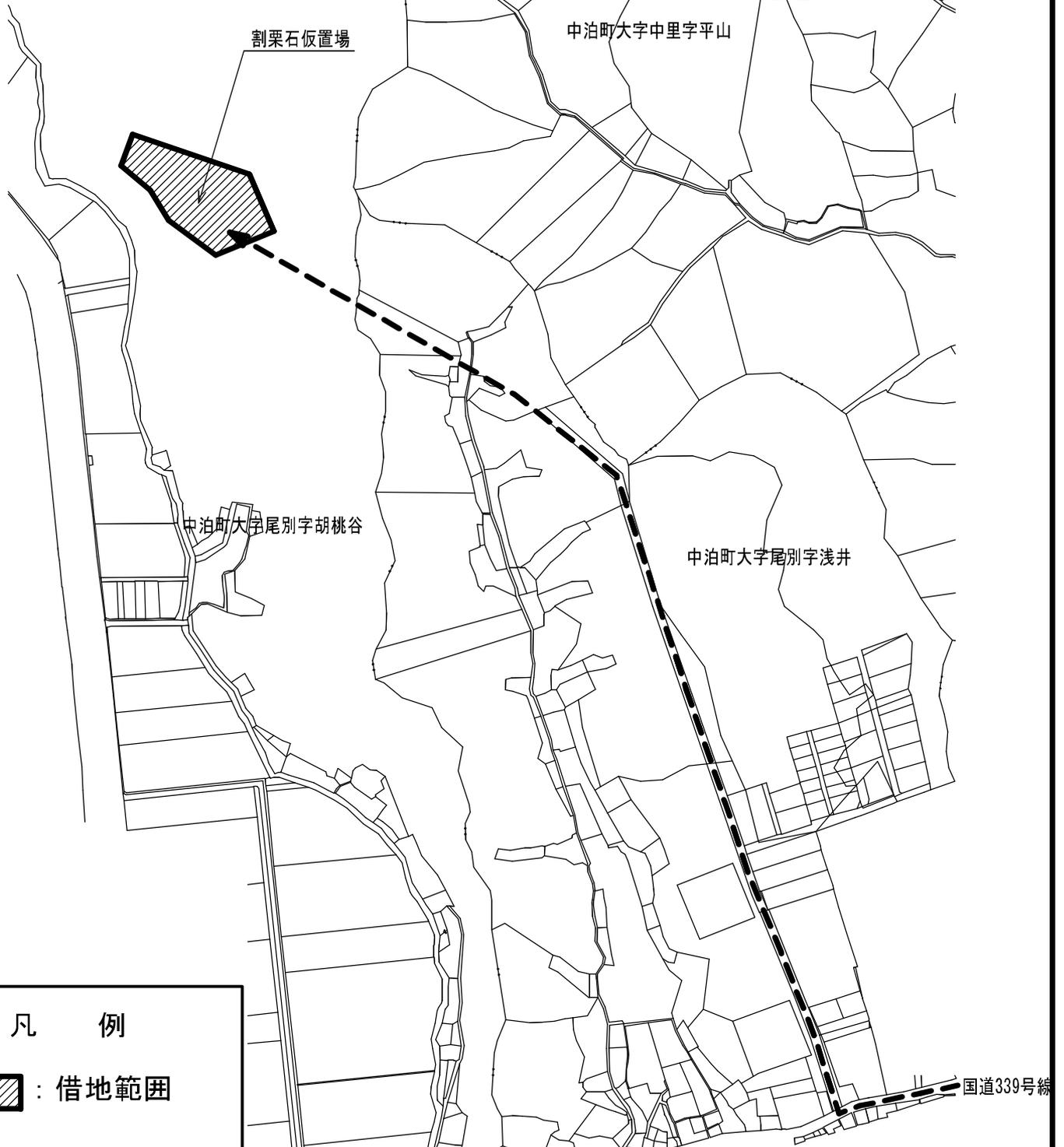
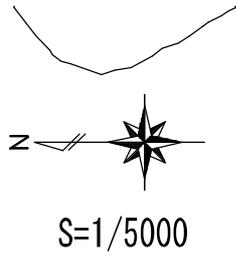
工事用地図



-  : 工事期間占用範囲
-  : 借地範囲

工事用地図 (中里山ヤード)

【別図-2】



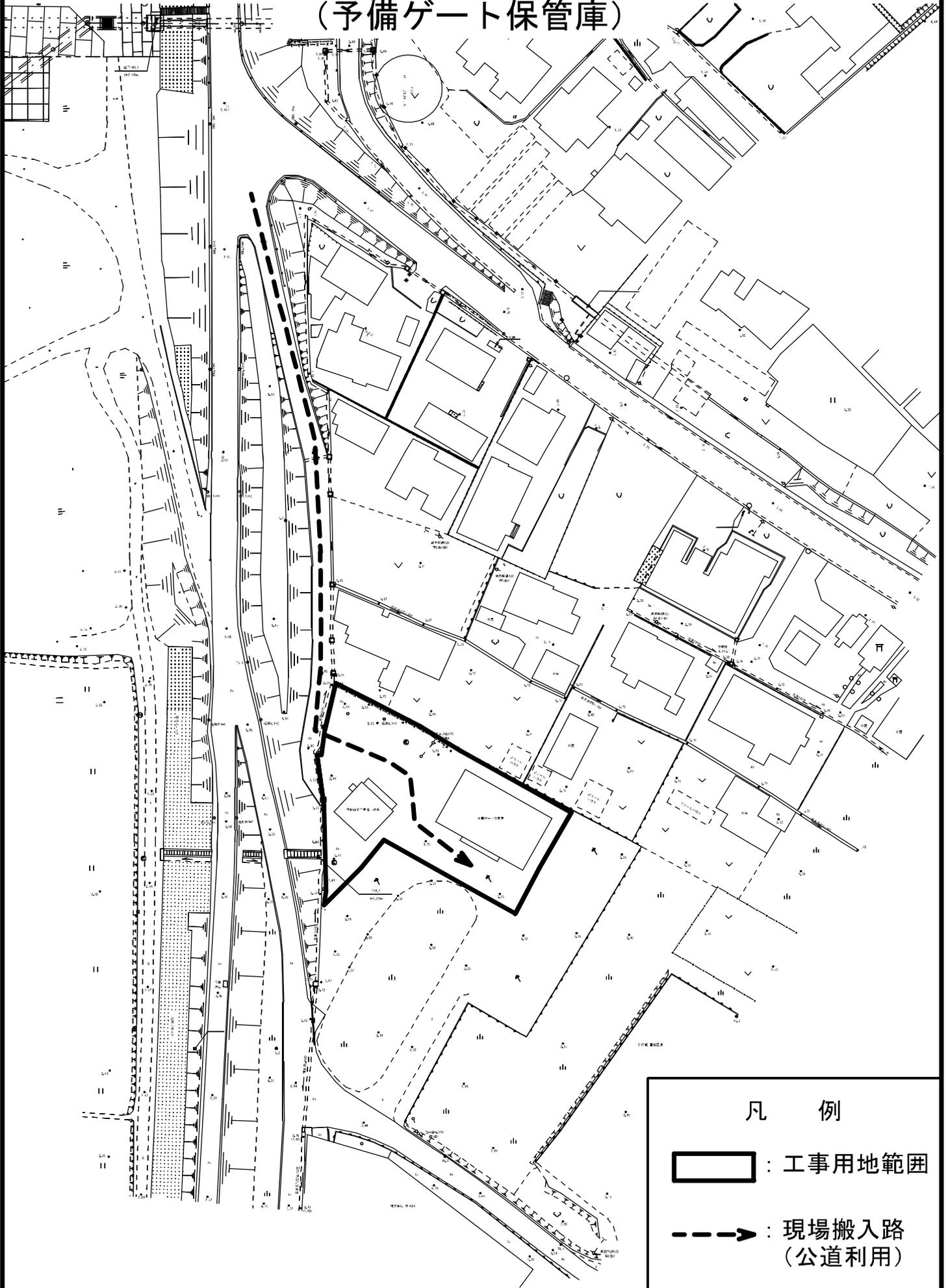
凡 例

 : 借地範囲

 : 現場搬入路
(公道利用)

工事用地図 (予備ゲート保管庫)

【別図-3】



凡 例

 : 工事用地範囲

 : 現場搬入路
(公道利用)

令和7年度～令和8年度 十三湖農地防災事業

芦野頭首工ゲート設備整備工事

図 面 目 録

図番	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	芦野頭首工平面図	1	
3	構造一般図 (1/2)	1	
4	構造一般図 (2/2)	1	
5	洪水吐ゲート① 一般図 (1/2)	1	
6	洪水吐ゲート① 一般図 (2/2)	1	
7	洪水吐ゲート① ゴム袋体取付図	1	
8	洪水吐ゲート① 上ゴム袋体 展開平面図	1	
9	洪水吐ゲート① 押え金具組立図	1	
10	予備ゲート撤去一般図	1	
11	仮設図(平面図)	1	
12	仮締切工構造図 (1/4)	1	
13	仮締切工構造図 (2/4)	1	
14	仮締切工構造図 (3/4)	1	
15	仮締切工構造図 (4/4)	1	
16	敷鉄板配置図	1	
17	既設護床復旧計画図	1	
計		17	

令和7年度～令和8年度
十三湖農地防災事業

芦野頭首工ゲート設備整備工事

特別仕様書
[施設機械工事編]

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工ゲート設備整備工事のうち、施設機械工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、上ゴム袋体の輸送、交換及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

ア 上ゴム袋体の設計及び製作工事

イ 資機材の現場搬入道路（高水敷部）の設置・撤去及び補修工事並びに除雪

2 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりとする。

第3章 貸与する資料等

1 貸与する資料

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名

ア 平成26年度 国営総合農地防災事業 芦野頭首工ゲート設備設計業務 報告書

イ 平成27～28年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工詳細設計その他業務 報告書

ウ 平成28年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工ゲート設備詳細設計その他業務 報告書

エ 平成29年度～令和3年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工ゲート設備建設工事 完成図書

(2) 貸与期間

工事契約から工事完成まで

(3) 貸与及び返納場所

東北農政局 津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所

(4) 貸与条件

貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第4章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力は受注者において負担する。

第5章 塗装

1 一般事項

撤去後の予備ゲートは予備ゲート保管庫に格納する前に補修を行うものとし、既設の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。補修を行う場所は施工ヤードまたは、予備ゲート保管庫の敷地内を考えているが、場所の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

また、本工事では擦り傷等を想定し現場でのはけ塗りによる補修を考えているが、予備ゲート撤去後の塗装面の状況により補修方法の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

2 塗装仕様

既設の塗装仕様は次のとおりである。

(1) 予備ゲート

工程	塗料等	標準膜厚
第1層	エポキシ樹脂塗料 (下塗 水中部用)	100 μ m
第2層	エポキシ樹脂塗料 (下塗 水中部用)	100 μ m
第3層	ポリウレタン樹脂塗料用 (中塗)	40 μ m
第4層	ポリウレタン樹脂塗料 (上塗)	40 μ m

第6章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節、第8節、第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の撤去、据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 撤去後の袋体は、産業廃棄物として適正に処理するものとする。
- (4) 袋体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。
- (5) 撤去後の予備ゲートについては、状態を確認し、必要な補修を行うものとする。
また、予備ゲートは撤去及び補修後、保管庫へ搬入するものとする。
- (6) 設計諸元
本ゲートの設計計画は、次の条件のとおりである。

ア 水門設備の設計条件

a 洪水吐ゲート①

仕様項目	洪水吐ゲート①
形式	ゴム引布製起伏堰
連数	1連
堰底幅	45.460m
堰高	2.540m
側壁法面勾配	(左岸)1:0.5(右岸)1:0.5
基準設置標高	EL(-)1.240m
堰天端標高	EL(+)1.300m
設計水位	上流側EL(+)1.600m、下流側EL(±)0.000m
操作水位	上流側EL(+)1.600m、下流側EL(±)0.000m
堆砂高	0.74m
計画倒伏水位	EL(+)1.600m
水密方式	上流面3方水密
袋体固定方式	2列固定方式

仕様項目	洪水吐ゲート①
操作位置	機側操作及び遠隔操作（手動・自動）
操作方式	倒伏装置：手動及び自動（電気式、機械式） 起立操作：手動
操作駆動方式	起立：モーター駆動（ブロワー） 倒伏：自然排気・強制排気（ブロワー）
膨張形式	空気膨張式
袋体倒伏方式	電気式及び機械式
起立・倒伏速度	30min程度（起立・倒伏）
積雪荷重	5.5kN/m ²
周囲条件	水質 河川水、気温-10～40℃
許容応力等	ゴム引布製起伏堰施設技術指針による。

イ 土木構造物の設計条件

a 洪水吐ゲート①

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
底部	湛水時（起立時）	31.8kN/m

第7章 試験及び検査

1 検測又は確認

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容		確認時期	遠隔 確認 対象	備考
洪水吐ゲート①	ゴム袋体	締付トルク、堰高のレベル	出来形管理	現地据付時		
		気密・水密性、止水性	品質管理	現地据付時		
	固定金具	固定金具の設置状態	品質管理	現地据付時		

第8章 施工管理等

1 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（河川用水門）	上ゴム袋体、予備ゲート	式	1.000	
2. 水門扉据付工				
(1)水門扉据付工				
水門扉据付工	上ゴム袋体交換	式	1.000	
水門扉据付工	予備ゲート撤去	式	1.000	
水門扉据付工	予備ゲート保管庫格納	式	1.000	
水門扉据付工（直接経費）		式	1.000	
水門扉据付工（仮設費）		式	1.000	
3. 産業廃棄物処理工				
(1)産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処分費（施設機械）	上ゴム袋体	式	1.0	